

8 9 170 1 2 3 4 5 6 7 8 9 180 1 2 3 4 5 6 7 8 9 190 1 2 3 4 5 6 7

産業経済懇談会報告

第十七号

當面の諸問題

元本

昭二二・一〇・三
理財局

申告納税制度

將しいこの制度による納税成績は、目下の如甚だ不振で、政府としては到底改善することが出来ず、何らかの対策を必要とする情勢にある。元本との制度が設けられた理由は、今まで講める実業課税、すばやちと早期に振布された賃金と下期に収納する方法では、賃金の支出とその収納との間に時間的なズレが生じ、その間の物価事情等で誤はぬ狂ひが生ずる虞があるが、収納と回半期とし各期に歳出歳入のバランスを合せる所にある。所して納税者の自発的申告に重点を置き、本人より納税額を申告せらめることとしたのである。

すばやち制度としては進んだものであり、從来の一考的決定制度で一貫して來た我が国としては全く耳新しいものであつた。本國のような經濟界が安定し納税思想の進歩している国では適當な制度であるが、我が國の現状としては理想に走り過ぎ現実に合はざいのではないかと当初からその結果が危ぶまれていたのであるが、田中実行以後の成績は果して甚だ悪いものであつた。それには、宣伝の不足、敗戦後一連して実施された財産税、機械特別税率で日本の納税階級が後退したこと、新しく所得階級に納税義務が乏しいこと等を主な理由にあたられるのである。しかし歳入の不振は政府敗政、延いては経済界に種々な悪影響を及ぼすので、それでもくと困難な情勢にある今日十分その対策を講ずる必要がある。

二、政府支拂

歳入が不振だとすれば政府の諸支拂は必然に遲延するか、又は借入等に頼らねばならないので通貨増

發し得らるるを得ない。この二つは夫に經濟界に思ひ結果を及ぼす。

元々政府はインフレ促進を少しでも抑制するためには支拂を或可く遅らせる傾向にあるが、政府支拂の遲延は、企業の賃金難を生ぜしめ、それが結果生産が阻害され、当初の考えとは反対に却つてインフレを助長することになる。これが又納税不振の原因となり、歳入不振の原因となる。生産の政庫の結果企業は帶販を抱へてその消化、流通が出来ない。一方インフレの下、賃金は如何と値上がりを示しているので帶納した税金を賃金に支拂つてゐる現状である。まことに、遅延して入つて来る政府支拂は企業の生産面には悪らむ、実際賃金等の賄時給牛に化ける虞があるものである。この点に関して、政府支拂は企業の銀行からの借入金返済に充當するよう、政府において今回措置が採られたことは、極めて適当であつた。

なお、復企の貸出審査が手間となるので何とかせねばなるまい。

政府支拂の遅延は以上の如き悪い結果を生じるので、政府においても最近その促進策が講じられてゐる。その結果七月には百二十、三億円未だ拂金があつたのが、八月に七、八十億円支拂ひ、九月には五、六十億円を支拂ひ乍らその促進を図つてゐる。そのため結果政府支拂は大額円滑化してはいるがまだ新規未拂部分が生じてゐる。今後なお十分の処置を必要とする。なお支拂の促進と並んで歳入、歳出の調整手段として歳出は発註の際事前承認を必要とする如く改めるより研究中である。なお本年八月賃金收支調整協議会を設け毎四半期毎の收支の計画を樹てるよかつた。

三、公債、企業経営等

今回の公債引上げは全農総會に應々影響を及ぼす所である。しかし運転資金の需要を擴大したことは一概的

付
一

言葉美さ、そのために賃金増加に対する需要が減退した。しかし、大企業は集中生産や用機械開拓等の関係でなかなか融通は困難なようである。銀行としては例え社が余つていても財務整理に対する不安から貸出しを控えていふ現情である。大企業の活動が不活発とすれば残るは中小企業であるが、これは元々特殊な資金關係を有つてあり、然に特殊人の關係に基く緊密な連絡が存していいたのであるが、それが解消した今日その将来は甚々困難となつた。資金難のため企業に対する發註の運は減り、その結果企業の活動が減少することになる。企業としては收入金額は不要で工場が空ぶということは将来のことと考えた場合有利ではない。各企業の活動は将来非常に困難となる。國家の対策がここに必要である。なお新興企業として華昌は存在であつた土建業など、近時易燃するインフレのため經營不振の会社が続出で、進駐軍請員工事からの後退が認められる。

文公の改訂は物質によって生産費を十分賄うとのと一杯ざりぎりのとの等があり、前者にあつては文公では貿子が減る情勢にある。しかばつて賃貸が益々増えてゐる。また割当の切符を受けた買手が賃金の不足のため買付け手、生産会社は生産量をかかえて燃料の仕入れ賃金の調達に苦しみ生産を遅らしていふ実情である。これに必要な面には賃金の供給を円滑にして一番生産の増加を図り、価格の引下げを見、これに他物価に及ぼすようにしないものである。

新しい米価は来年一月頃決定される見込であるが、この米価は本年十月に遅つて実施されるので、物価、殊に一八〇〇円基準に重大な影響を及ぼす。したがつてその決定は十分慎重にやらなければならぬ。

